

| | | | | | | |
|------------------|-----------|------|--------------|-----|----------|------|
| 部署名 | 石川勤労者医療協会 | 文書番号 | 本部－法規－本事－804 | 承認日 | 1976.1.1 | 1/1 |
| 休日、祭日の透析医師勤務について | | | | | 作成者 | 承認者 |
| | | | | | 国光哲夫 | 原 和人 |

首題の件について従来格別のことなく行われてきたが、透析患者の増加と併せ特定の医師の負担となっており、且つ透析は別の日に振り替えて行うことの出来ないものであるので、今後、次の通りとすることとしたので、この点通知する。

記

1. 休日、祭日でも定時の透析が行われるときは透析室担当の日直医師をおくこととする。透析室担当の医師に所定の日直料を支給する。
2. 実施は1976年1月1日からとする。

以上